

## 【 動物愛護管理行政について 】 村田光成 R4.12.2

### (6) 動物愛護管理行政について

次に、動物愛護管理行政について伺います。

1973年に議員立法により制定された『動物の保護及び管理に関する法律』は時代背景とともに改正されており、こうした中、道では、令和3年10月に本道の広域性を踏まえた業務のあり方や関係団体との連携等、センター機能の確保や運用に関して『北海道における動物管理愛護業務のあり方』を取りまとめてきたことも承知しております。これまで我が会派の同僚議員が質疑しておりますが、私も第2回定例会で『動物愛護管理行政について』一刻も早く『動物愛護管理センター』の設置を願い、伺ったところであります。

第2回定例会では、道央と道東地区で行われる『動物愛護管理センター運用実証事業』について伺い、そのお答えとして、実証については、団体などと運用時の連携方法に関する協議を進め、適切に機能することが確認された場合、具体的な運用体制の検討を進め、2地区は令和5年度からの運用を目指す。また、道北と道南地区においても、実証事業や関係機関との競技を行い、可能な限り早期の運用に向けて取組を進める。とのお答えをいただいたところであります。

道央と道東での『動物愛護管理センター運用実証事業』については、10月末で終了していることから、搬送・受入・譲渡数など実績について伺います。

また、実証事業では、センター運用時における課題抽出を図るとともに、地域の状況に応じた動物愛護管理業務の体制を検討するため、検討会の下に、地元獣医師会、動物愛護団体、獣医系大学、行政関係者からなる畜ワーキンググループ（道央・道東）に設置し、実証事業を踏まえつつ、各関係団体から提起された連携課題を整理されたと承知しています。

本道の広域性を踏まえ、動物福祉の観点や、譲渡が効果的に行えるよう、道央・道東での実証事業から、今後の方向性など、どのように取組を進めて行く考えなのか伺います。

（答弁：知事 鈴木直道）

- ・今年度、道央・道東地区で実施した実証事業では、保健所で収容されていた犬・猫合わせて31頭を受け入れ、23頭が新しい飼い主へ譲渡。
- ・適切な飼養に関する広報やボランティアの育成講座、動物愛護教育といった普及啓発活動を行った。
- ・道は、実証事業を通じて、犬・猫の集約による効率的な飼養や早期の譲渡実現といった効果のほか、関係団体との連携の強化や有効性が認められたことから、センターの早期

運用開始に向けて、関係団体の特性を活かした連携・協働による機能の向上がさらに図られるよう、取り組んでまいります。